

一九九一年度の方針と計画

にいがた県民教育研究所

※本文書は、一九九一年九月八日、当研究所第八回総会において採択されたものです。

I 基礎的研究

1. 現在の教育動向

(1) 学校教育の内容に関するもの

- ① 新教科書の検定、採択方式、内容の分析と批判。特に社会科、理科、生活科、国語科の教科書をとりあげる。
- ② 高校再編成（多様化）と進路指導の問題点を明らかにする。
- ③ 県の第6次総合教育計画をとくに学力問題の視点から、新潟県の実態に即して分析・検討する。

- ① 子どもの人権に関するもの
 - 本県における登校拒否、高校中退、体罰、いじめ、校則等の問題や少年司法との関連等を研究する。
- ② 新潟県の教育行・財政に関するもの
 - ① 「新潟県第6次総合教育計画」の検討
 - ② 激減期における高等学校の学校、学科の再編成の検討

一九九一年度は「模索の時代から確立の時代」にむけて、昨年の方針をいつそ具体化し、着実に実績を積み重ねることが主眼になります。

最近の政府の教育政策は、中等教育全体をさらに多様化し、大学の一般教育を解体するなど、教育をいつそう企業主義的にゆがめようとしています。また新指導要領の全面実施の時期がせまり、子ども内面の自由にかかる「日の丸」「君が代」の強制の問題をはじめ、教育内容に対する市民レベルの批判も高まりつつあります。

研究所は、現在の教育政策の動向と新潟県のそれとの関連の問題をはじめとして、新潟県の教育についての基礎的な研

は「教育白書」の作成と出版・普及の運動をはじめることを提起します。その実現のためには、広範な県民の意欲と経済支援が不可欠であり、特別の実行団体を組織する必要があります。

(3) 県その他自治体の教育財政の具体的な研究

2、学校の置かれている状況

(1) 子ども

① 子どもの健康とくらし

② 学校事故の実態調査

(2) 教員

① 採用、異動、研修等の制度と実情

② 教職員の「多忙化」調査

③ 「干溝」のその後

3、子どもの権利条約にかかる具体的な研究

条約との関連で、①学校と子ども・親の関係、②自治体と親・子どもの関係、③司法上の子どもの処遇等を研究する。

II 具体的な活動

1、研究所の活動

(1) 各部の活動

① 「授業づくり」部会

例会を從来通り二ヶ月に一回の割で開く。新しく岡野勉代表世話人(新潟大学)を迎えて、世話人の機能を強化して、新しい方針、当面するテーマを決め、多くの教員、学生が参加する魅力ある部会とし

たい。次回は沿岸戦争の実践を予定している。

(2) 「子どもの人権と教育」部会

隔月一回、年間六回開催する。テーマは固定しないで、現実に生じている子どもの人権にかかわる問題を視野に入れながら、その都度次のテーマと報告者を決めていく。会場は原則として中央法律事務所にお願いする。

③ 「くらし・健康・子育て」部会

「子育て実態調査」(現在アンケート項目を検討中)を実施し問題点や課題を明らかにしたい。例会は隔月、年六回開催する。新年度第一回は九月二八日、会場は白山診療所。部会だより「くらし・健康・子育て」を発行、部員に配布。

④ 「高校教育」部会

高校教育の多様化の問題を軸に、大学入試、大学教育との接続、中退などの問題を研究する。

⑤ 「学問研究」部会

連載に続いて、研究者の評論や現場の証言を順次発表する。季刊『教育法』に要約して数回連載する。さらに単行本の刊行を準備。

(2) 教育問題セミナー
専門家の研究成果や方法を学び、資料や研究方法の蓄積のために、一~三か月ごとにセミナーを開催する。

・少年院の子どもたち
・新潟市の登校拒否、高校中退

・激減期の高校の整理・再編
・電話相談からみた子ども

(3) 日本の学校と外国の学校
シンポジウム
日本の学校には、子ども・親の意見を尊重する制度的保障がなく、その点の改革が必要なことを外国の学校との比較によって探究する。九月八日午後、ペネリストは、ドナ・フジモト(南イリノイ大学新潟校)、アーレクサンドル・ブランソル(新潟大学)、ソニ・シュテファン・フーケ(新潟大学)、ドロイツ・小林昭三(新潟大学)、大高佳代(主婦)、林裕子(主婦)、八木三男(研究所所長)。

(4) 登校拒否・高校中退問題

シンポジウム

登校拒否・高校中退問題は本県でも焦

眉の問題である。当事者である子ども、親と専門家が参加したシンポジウムを一月中旬頃開きたい。報生者は、子ども、親弁護士、教員、カウンセラー、精神科医。また、研究部会をつくる。

(5) 第五回研究集会

昨年の集会の内容を可能な限り継続し、より豊かに発展させたい。今年度は六月に予定。会場は新潟市内。基本テーマは子どもの権利条約との関連で「子どもの人権」を中心とする。分科会は、家庭、環境、子どもの権利、学校、学力等の問題をとりあげる。

(6) 農業のもつ教育力

新潟県にそくして理論化。

(7) 全国会員制教育研究所と

交流を深める

2、市民とともに

(1) 子どもの権利条約批准促進

この秋設立一周年を迎える。市民に子どもの権利条約を広めるイベント企画中。新潟市等行政と権利条約との関わりも検討していく。

(2) 教育常設フォーラム

一〇月上旬に「新教科書」について、

てのシンポジウムを、四月頃「内申書」問題のシンポジウムを企画中である。

(3) 他の団体との協同

日本科学者会議新潟支部、新潟県教育研究協議会、にいがた自治体問題研究所、教職員組合等と研究を通じて協同する。

会員だけの組織もありうるし、既成の組織との協同もありうる。

(5) 地域教育懇談会の交流会をしたい。

III 組織活動

1. 「にいがたの教育情報」

1、理事会の機能強化
①理事会の出席率を高める。
②女性の理事を増員する。

2、会員の加入促進活動

千人会員達成を研究所創立一〇周年（一九九四年一二月一日）を目指す。

3、地域教育懇談会の日常的な組織化

地域の理事と連携をつづり、地域教育懇談会を日常的に組織する。

①会員の加入促進、会費の納入等も考えて、年度前半に、集中的に組織する。

②各地域教育懇談会は事務局をもうけ、会報を出し、定期化していくようお願いします。

◇九一年度発行計画

[30号] 91年10月15日発行・テーマ「親は子に何を伝えますか」
[31号] 教科書を斬る
[32号] 92年1月15日発行・テーマ「新潟県の登校拒否・高校中退」

IV 「にいがたの教育情報」「研究所通信」の編集発行

③昨年の方針である「理事のいる地域に組織する」は路線する。

④地域教育懇談会はその地域によって、

潟県の教員、多忙その実態

面を刷新した。91年度もこの方針を継承発展させる。具体的には、

- ・取材記事、訪問記を多くする。

- ・投稿記事を多く載せる。

- ・県内の教育的事件を速やかに会員に知らせる、等。

会員みんなで作り、会員に親しまれ、会員としての所属感が実感でき、千人会員をめざす組織活動に寄与できるものにする。

V 財政活動

財政活動は、89年度に比べ90年度は大きく前進したが、いまだに健全財政には到っていない。しかし、現在の会員数でも、次の三点が軌道に乗るならば、かなり財政健全化に近付けることができる。

①会員の単年度分納入が一〇〇%達成されること。

②納期九月～二月が厳守されること。

③滞納を早期に解消すること。

寄付金を通常会計に予算化することはできるだけ避けたいが、現状としてはやむを得ない措置になっている。研究所運営基金の備蓄額一〇〇〇万円の達成を目

指す。千人会員を早期に達成することが健全財政の基本である。

91年度予算は特に収入見込を厳密にしていく。(1)～(3)については引き続き努力する。全体としては昨年度とほぼ同じ予算構成にしていくが、新たに退職基金を設置する。

VI 資料の收拾と公開

資料の購入は必要最小限に止め、寄贈あるいは交換であつめるようにする。

全国の会員制教育研究所の発行する機関誌、通信等は全部集めたい。

県、市町村の資料リストを集め。資料リストを隨時「通信」に載せ、会員に知らせる。

VII 「新潟県の教育白書」づくり

理事会で検討したい。

